

令和2年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)に対する意見について

反映状況区分A:意見を反映し、案を修正したB:既に案で対応済み

C:案の修正はしないが、実施段階で配慮していくD:意見を反映できなかった

E:その他

頁	分類	項目	提出元	御意見	県の対応	反映状況
9	意見	IV,2,(2)	一般	検査対象食品および検査項目と検査予定数(と畜場等を除く)の輸入食品における微生物検査検体数、理化学検査(食品添加物)の検体数・項目数が、昨年と比べて著しく減少していますが、その理由、背景について補足の記述が必要と考えます。	令和2年度は、HACCPの導入推進及び東京オリンピック・パラリンピック大会に対する監視を重点的に実施するとともに、事業者の自主検査を推進します。	C
12	意見	V,1	一般	平成30年の食品衛生法改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化されます。食品事業者には中小事業者も多いことから、引き続き事業者向け講習会を実施するなど、実効性を高めるための支援をお願いします。また、食の安全確保は、HACCPに限らず、食品を利用する消費者の理解も必要です。HACCPについて、消費者にもわかりやすく伝える取り組みをお願いします。	まずは、HACCP未導入の事業者支援に力を注ぎ、本県全ての施設での導入を目指します。また、消費者の皆様には、あらゆる機会を捉え説明して参ります。	B
13	意見	VI,1,(1)	一般	庁内、その他の関係機関との連携確保は食品の安全を確保するうえでは重要であり、施策に計画されている内容をしっかり進めていただくことをお願いします。あわせて、人材の育成の観点からも、埼玉県とさいたま市、川越市、越谷市、川口市の密接な連携を施策として明示してください。	日頃から連携・協力関係を築いており、協議会や担当者会議等の枠組みを活用しながら、情報共有しています。その取り組みを全県一区の施策となるよう検討いたします。	C
15	意見	VII,2,(2)	一般	「1.」でも触れましたが、食の安全確保においては、消費者も含めたリスクコミュニケーションが大切となります。「リスクコミュニケーションの推進」の中の「多様なリスクコミュニケーションの展開について」は、実施回数や参加規模等明示し、計画的に進めていただくようお願いします。また、生活協同組合など民間が持っている検査施設なども活用し、消費者教育の一環として、児童・生徒・学生を対象としたリスクコミュニケーションを積極的に進めていただくよう要望します。	御指摘の実施回数等の明示については、「埼玉県食の安全・安心アクションプラン」内で別途定め、公表しております。 今後も民間企業等との連携を図りながらリスクコミュニケーションを推進してまいります。	C